

# ささえあいサポーター事業

## ご利用の手引き

(令和5年3月20日 改訂)



### <ささえあいサポーター事業とは>

登録制の地域住民同士の助け合い活動です。御前崎市内在住の、高齢者や障がい者、また病気療養中の方や産前産後の方などを対象に、家事やお庭の手入れなど、一人では大変な日常生活上のちょっとした困りごとを、ささえあいサポーターがお手伝いさせていただきます（有料）。

※ ささえあいサポーターは、ささえあいサポーター養成講座を受講し、社協に登録したボランティアさんです。

**【問合せ】 御前崎市社会福祉協議会 TEL : 0548-63-5294**

## 1. 利用できる方

---

### 日常生活で援助を必要とする方

(高齢者世帯、障がい者、病気療養中の方や産前産後の方など)

- ※ 公的サービス（介護保険等）を利用できる場合は、そちらを優先します。
- ※ 社協職員が現在の生活状況や、お困りごと、ご家族の状況等、訪問してお伺いさせていただきます。
- ※ 親族や近所の方でお手伝いしてくれる方が居る場合は、その方をお願いしてください。

## 2. 利用時間

---

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 7：00～18：00

- ・ 原則 60 分以内です。
- ※ただし、草取りや買い物などで 60 分を超えてしまった場合は、利用者とサポーターの合意のもと、延長することができます。その場合の延長料金は 20 分 200 円です。

## 3. サービス内容と料金

---

サービス内容（例）	料 金
ゴミ出し	1 回 200 円 ※3 袋以上の場合 400 円
片付け・掃除・ゴミの分別（自宅のみ）	20 分 200 円
軽微な修繕や電球交換	20 分 200 円
お庭の手入れ（自宅のみ） （草取り・草刈り・除草剤散布・植木の刈り込み）	20 分 200 円
洗濯物干し・取り込み、布団干し・取り込み	20 分 200 円
買い物代行（市内のみ）	20 分 200 円
お話し相手・お散歩付き添い	20 分 200 円

## <備考>

- ・ 2つ以上のサービス内容を組み合わせて利用することができます。  
(例：掃除（40分）＋ゴミ出し＝400円＋200円）
- ・ その他サービス内容については、社協が調査の上、決定します。
- ・ 活動に必要な道具・ゴミ袋等は、基本的に利用会員が用意して下さい。  
サポーターが持っている道具等を使用することもできますが、故障した場合の補償はありません。

利用限度は特に定めていませんが、利用会員の自立を妨げない程度での利用をお願いしています。

### 片付け・掃除・ゴミ分別について

- ・ 片付け・掃除・ゴミの分別の範囲は、日常生活の範囲とします。日常的に使用していない居室や倉庫等は対象としません。

### お庭の手入れについて

- ・ お庭の手入れの範囲は、家の周りの生活圏域程度です。
- ・ 草刈り機は使用しません。
- ・ 植木の刈り込みは、はさみやのこぎりを使用して手の届く範囲とします。脚立や電動器具は使用しません。
- ・ 草や木の処分は、利用者が用意する御前崎市指定のゴミ袋に入れます。
- ・ 除草剤散布は手作業の範囲で行います。電動噴霧器は使用しません。

※ 広範囲の草刈りや高所の植木の手入れなどは、専門業者やシルバー人材センター等に依頼してください。

### 洗濯干し・取り込み、布団干し・取り込みについて

- ・ 「干す」「取り込み」で、それぞれ費用がかかります。  
（例：洗濯物干し（20分）＋洗濯物取り込み（20分）＝400円）
- ・ 雨が降っている場合（降りそうな場合）は、別日にします。可能であれば部屋干しします。

### 買い物代行について

- ・ 買ってきてほしい商品を紙に書いて、ささえあいサポーターに渡します。
- ・ ささえあいサポーターに現金を預けたら、「現金預かり証」を受け取ります。また、商品とおつり、レシートを受け取り、確認をしたら、「購入金額の確認及びおつり・レシート受領証」にサインをしてください。
- ・ サポーターの身体に過度の負担がかかるような重量の多い買い物はできません。数回に分けて購入し、その都度利用料がかかります。
- ・ 1回のサービス提供で行くことができる店舗は1～2ヶ所とします（ガソリン代がかかるため）。
- ・ 飲み薬（風邪薬等）の購入はできません。（塗り薬・目薬等は可）

### お話し相手・掃除について

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の為、1回のサービスは40分までとし、延長はできません。
- ・ 別紙でお渡しする注意事項（換気、マスク着用等）を守っていただきます。
- ・ コロナの感染状況によっては、サービスを停止する可能性があります。

### × できないこと ※事前に依頼されていないことはできません

- ・ 身体介護 ・ 調理を伴うもの
- ・ 病院等まで車で送迎すること
- ・ 診察や診療の立ち会い
- ・ 理美容、理髪、マッサージ、工事等、資格や特殊技能を必要とするもの
- ・ 金融機関の預貯金の払い出し及び預け入れ

## 4. 入会金

---

入会時 1,000 円

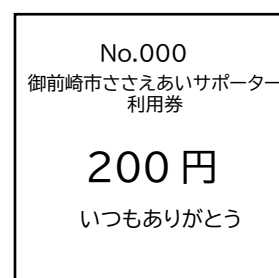
※退会しても返金できません。

## 5. サービス利用券

---

1 シート 1,300 円 (200 円×5 枚 + 事務手数料 300 円)

- ・ サービス利用前に事前購入していただきます。
- ・ 有効期限はありません。使用しなくなった券は換金できます。
- ・ 利用券が無くなる前に社協にご連絡ください。自宅に販売に伺います。また社協窓口でも購入できます。



## 6. 【新規】 利用会員登録までの流れ

---

- ① 利用希望者は社協に電話等で連絡します。(ご家族等からの連絡でも構いません。)
- ② 社協職員が、利用希望者宅を訪問し、現在の生活の状況、お困りごと、ご家族の状況等、聞き取りを行います。その際、利用希望者は「利用会員登録申込書」を記入します。
- ③ 利用会員登録決定がされたら、再度、社協職員が「利用会員登録決定通知書」を持って訪問します。入会金 1,000 円をお支払いいただき、サービス利用券を購入していただきます。

※ ご家族の支援が受けられたり、公的サービスが利用できる場合は、利用会員登録ができないことがあります。

## 7. ご利用の流れ

① 社協に電話等で依頼します。

- ・利用希望日の1週間前位までにご連絡ください。



② 依頼内容をもとに、社協がささえあいサポーターと調整します。

- ・基本的に同地区のサポーターの中から支援可能な方を調整します。
- ・サポーターへは電話で相談させていただき、支援可能であれば支援内容を記載した「コーディネート表」を発行します。

④ ささえあいサポーターがお手伝いをします。

- ・初回は社協職員が同行し、顔合わせ、支援内容の確認を行ないます。

⑤ お手伝いが終了したら、利用会員はささえあいサポーターにサービス利用券でお支払いをします。

利用券

⑥ ささえあいサポーターは、「活動実績請求書」を記入し、利用会員からいただいたサービス利用券を貼り、社協に提出します。（翌月5日頃までに）

活動実績  
請求書

利用券

ささえあいサポーターは利用会員にお支払いいただいたサービス利用券分の全額を報酬として受け取ることができます。

半年分まとめてご指定の口座に振り込みます。（10月・4月）

定期的な依頼（毎週のごみ出しなど）については、月次でスケジュール調整します。月末に翌々月のスケジュールを確認し、月初に、サポーターへコーディネート表、利用会員へ支援日程を記載したカレンダーを発行します。

## 8. 注意事項

---

- ・ 政治・宗教などに関することの勧誘は禁止です。
- ・ 物品の売買や贈答などは禁止です。
- ・ お手伝いの依頼は直接ではなく、社協を通じて依頼してください。
- ・ 買い物代行以外の金銭のやり取りはしないでください。



利用会員さんがいつまでも住み慣れた地域で過ごしていただけるよう、  
地域でのささえあいを目指しています。



### 御前崎市社会福祉協議会

御前崎市白羽 5402-10 御前崎ふれあい福祉センターなごみ

電話：0548-63-5294 FAX：0548-63-5299

[info@omaezakisyakyo.jp](mailto:info@omaezakisyakyo.jp)